瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第19号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後 改正前

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に|第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務 所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に 限る。)を支出した場合には、同項に規定する ところにより控除すべき額(当該納税義務者が 前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄 附金を支出した場合にあっては、当該控除すべ き金額に特例控除額を加算した金額。以下この 項において「控除額」という。) をその者の第 34条の3及び前条の規定を適用した場合の所 得割の額から控除するものとする。この場合に おいて、当該控除額が当該所得割の額を超える ときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当 する金額とする。

(1)から(8)まで <省略>

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する 公益信託の信託財産とするために支出した当 該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 (愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に (寄附金税額控除)

法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務 所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に 限る。) 若しくは金銭を支出した場合には、同 項に規定するところにより控除すべき額(当該 納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特 例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、 当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金 額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第34条の3及び前条の規定を適用 した場合の所得割の額から控除するものとする 。この場合において、当該控除額が当該所得割 の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得 割の額に相当する金額とする。

(1)から(8)まで <省略>

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公 益信託の信託財産とするために支出した金銭 (愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に 属する公益信託(市内に事務所又は事業所を

属する公益信託(市内に事務所又は事業所を 有する法人が管理するものに限る。) の信託 財産とするために支出したものに限る。)

(10) <省略>

2 <省略>

(市民税の減免)

第51条 <省略>

する者は、規則で定める期日までに次に掲げる 事項を記載した申請書に減免を受けようとする 事由を証明する書類を添付して市長に提出しな ければならない。ただし、市長が、当該者が同 項各号のいずれかに該当することが明らかであ り、かつ、市民税を減免する必要があると認め る場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

3 <省略>

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の|第56条 法第348条第2項第9号、第9号の 2若しくは第12号の固定資産又は同項第16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機 構が設置する医療関係者の養成所において直接 教育の用に供するものに限る。) について同項 本文の規定の適用を受けようとする者は、土地 については第1号及び第2号に、家屋について は第3号及び第4号に、償却資産については第 5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若 しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第152条第5項の法人、公益社団法人若し くは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉 法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和2 3年法律第205号) 第31条の公的医療機関 の開設者、令第49条の10第1項に規定する 医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人

有する法人が管理するものに限る。)の信託 財産とするために支出したものに限る。)

(10) <省略>

2 <省略>

(市民税の減免)

第51条 <省略>

2 前項の規定により市民税の減免を受けようと 2 前項の規定により市民税の減免を受けようと する者は、規則で定める期日までに次に掲げる 事項を記載した申請書に減免を受けようとする 事由を証明する書類を添付して市長に提出しな ければならない。ただし、市長が、当該者が前 項各号のいずれかに該当することが明らかであ り、かつ、市民税を減免する必要があると認め る場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

3 <省略>

2若しくは第12号の固定資産又は同項第16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機 構が設置する医療関係者の養成所において直接 教育の用に供するものに限る。) について同項 本文の規定の適用を受けようとする者は、土地 については第1号及び第2号に、家屋について は第3号及び第4号に、償却資産については第 5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若 しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第64条第4項の法人、公益社団法人若しく は公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法 人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23 年法律第205号) 第31条の公的医療機関の 開設者、令第49条の10第1項に規定する医 療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、

、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2 条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。 以下この条において同じ。) に該当するものに 限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人 に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独 立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合 若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務 員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会 で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士 、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは 作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団 法人若しくは公益財団法人で図書館を設置する もの、公益社団法人若しくは公益財団法人若し くは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第2 85号) 第2条第1項の博物館を設置するもの 又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術 の研究を目的とするもの(以下この条において 「学校法人等」という。) の所有に属しないも のである場合においては当該土地、家屋又は償 却資産を当該学校法人等に無料で使用させてい ることを証明する書面を添付して、市長に提出 しなければならない。

(1)から(6)まで <省略> (固定資産税の減免)

第71条 <省略>

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けよ 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けよ うとする者は、規則で定める期日までに、次に 掲げる事項を記載した申請書にその減免を受け ようとする事由を証明する書類を添付して市長 に提出しなければならない。ただし、市長が、 当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれ かに該当することが明らかであり、かつ、固定 資産税を減免する必要があると認める場合は、 この限りでない。

(1)から(5)まで <省略>

一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条 第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以 下この条において同じ。) に該当するものに限 る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に 該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立 行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若 しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員 共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で 看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、 助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作 業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法 人若しくは公益財団法人で図書館を設置するも の、公益社団法人若しくは公益財団法人若しく は宗教法人で博物館法(昭和26年法律第28 5号)第2条第1項の博物館を設置するもの又 は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の 研究を目的とするもの(以下この条において「 学校法人等」という。) の所有に属しないもの である場合においては当該土地、家屋又は償却 資産を当該学校法人等に無料で使用させている ことを証明する書面を添付して、市長に提出し なければならない。

(1)から(6)まで <省略> (固定資産税の減免)

第71条 <省略>

うとする者は、規則で定める期日までに、次に 掲げる事項を記載した申請書にその減免を受け ようとする事由を証明する書類を添付して市長 に提出しなければならない。ただし、市長が、 当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれ かに該当することが明らかであり、かつ、固定 資産税を減免する必要があると認める場合は、 この限りでない。

(1)から(5)まで <省略>

3 <省略>

(特別土地保有税の減免)

- 第139条の3 <省略>
- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受 事項を記載した申請書にその減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に提出 しなければならない。ただし、市長が、当該者 が所有し、又は取得する土地が同項各号のいず れかに該当することが明らかであり、かつ、特 別土地保有税を減免する必要があると認める場 合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

3 <省略>

附則

(農地に対して課する令和6年度から令和8年 度までの各年度分の固定資産税の特例)

3 <省略>

(特別土地保有税の減免)

- 第139条の3 <省略>
- けようとする者は、納期限までに、次に掲げる けようとする者は、納期限までに、次に掲げる 事項を記載した申請書にその減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に提出 しなければならない。ただし、市長が、当該者 が所有し、又は取得する土地が前項各号のいず れかに該当することが明らかであり、かつ、特 別土地保有税を減免する必要があると認める場 合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

3 <省略>

附則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条 第3項後段(同条第6項から第10項まで及び 第11項(同条第12項において準用する場合 を含む。以下この条において同じ。) の規定に よりみなして適用する場合を含む。)の規定の 適用を受けた同法第40条第3項に規定する公 益法人等(同条第6項から第11項までの規定 により特定贈与等に係る公益法人等とみなされ る法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与 又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3 条の2の3で定めるところにより、これに同項 に規定する財産(同法第40条第6項から第1 1項までの規定により特定贈与等に係る財産と みなされる資産を含む。) に係る山林所得の金 額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市 民税の所得割を課する。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年 度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度|第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分 の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける農地であるときは、当該課税標準 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「農地 調整固定資産税額」という。)を超える場合に は、当該農地調整固定資産税額とする。

<省略>

までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分 の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける農地であるときは、当該課税標準 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額に 、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる 負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負 担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「農地調 整固定資産税額」という。)を超える場合には 、当該農地調整固定資産税額とする。

<省略>

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
 - (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属す る年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第 3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定に よる改正後の瀬戸市市税条例第34条の7第1項(第9号に係る部分に 限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。